(公社) 世田谷法人会 民謡同好会規約

第1条 目的

本会は、民謡を通じて会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を計る事を目的とする。

第2条 名称

本会は、世田谷法人会民謡同好会と称する。

第3条 会員資格

本会の会員は、世田谷法人会会員もしくは社員及びその家族とする。

第4条 役員

本会には次の役員を置き、役員会を構成する。

会長1名、会計1名

2 本会には顧問を置くことができる。

第5条 役員の任期

役員の任期は1年とし、留任は妨げない。

第6条 事務局

本会の事務局は、会計宅に置く。

第7条 入会

第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。

第8条 退会

本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。

- 1. 第3条の会員資格を失った者
- 2. 本会の名誉を甚だしく損じた者

第9条 会費

本会の会費は年間 16,000 円とする。

第10条 例会

本会は年間10回の例会を行う。

第11条 その他

本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。

付則

- 1 本規約は、平成26年4月1日制定、平成26年4月9日より施行する。
- 2 平成27年5月13日 一部改正。